

町では、千年以上育まれてきた国見の歴史・伝統・文化をこれから百年後に伝えていくため、これらを生かした「歴史まちづくり」の取り組みを進めています。町や地域が行うこの取り組みについて、毎月お伝えしていきます。

【歴史まちづくり推進室 ☎ 585-2967】  
【あつかし歴史館 ☎ 585-4520】



## 阿津賀志山防塁 国史跡指定範囲が拡大！

阿津賀志山防塁の二重堀始点地区と下二重堀地区の一部が、国史跡に追加指定されました。



▲二重堀始点地区の追加指定された箇所（赤枠範囲）

これまで町が継続して行ってきた、範囲・内容確認調査の成果をもとに、追加指定について意見具申していた範囲が、6月15日に国文化審議会の文化財分科会から文部科学大臣に対し、文化財に追加指定するよう答申がありました。



▲下二重堀地区の追加指定された箇所（赤枠範囲）

今回の指定は、昭和56年、平成28年に続く3度目で、左・上図の赤枠で囲まれた範囲2,052.21平方メートルが追加となりました。

国見町のシンボルである阿津賀志山防塁を、地域の誇りとして後世に継承するため、今後も範囲・内容確認調査を継続して行い、史跡の追加指定と公有地化を進めていきます。  
※今回指定する箇所は私有地となっています。立ち入りはご遠慮ください。

## 阿津賀志山防塁 歴史公園整備事業説明会を開催

～後世に伝えたい阿津賀志山防塁～

6月16日、国見東部高齢者等活性化センターで、阿津賀志山防塁の歴史公園整備事業について、町民説明会を行いました。

この事業は、阿津賀志山防塁について町内外の多くの方の認識を高め、その歴史を体感してもらうために、下二重堀地区を歴史公園として整備するものです。説明会には町内から20人が参加し、町職員より整備事業に係るこれまでの経過や取り組み、今後の事業計画について説明しました。



▲説明会の様子

その後、現段階の計画図を片手に現地を視察し、昨年度に行った発掘調査や整備箇所を確認

しながら意見交換を行いました。実際に現地を見て、公園の導線やスケールを体感した参加者からは、具体的な意見やアドバイスが多く寄せられ、整備の課題や改善点などを参加者全員で共有しました。



▲現地視察の様子

また、この整備事業を含む『阿津賀志山防塁整備基本計画』の策定に係る意見募集を7月9日まで行いました。みなさんからお寄せいただいた意見を参考に、阿津賀志山防塁をより魅力あふれる文化財として保存・活用できるよう取り組みを進めます。

【第64回福島県高等学校体育大会出場】▶陸上競技（ハンマー投げ）栗原陽愛（高1）、阿部雪那（高2）、▶陸上競技（やり投げ）村上茉桜（高3）、柔道競技・瀬野翼（高3）、野村成美（高2）、▶ソフトテニス競技／引地佑菜（高2）、岩城綾音（高1）、菊地順子（高1）、▶バスケットボール競技／奥村七海（高3）

【第73回東北高等学校陸上競技大会兼秩父宮賜杯出場】▶陸上競技（ハンマー投げ）阿部雪那（高2）、▶陸上競技（やり投げ）村上茉桜（高3）

【第38回東北高等学校ウエイトリフティング競技選手権大会出場】鈴木芽生（高2）

【第61回東北高等学校ソフトテニス選手権大会出場】引地佑菜（高2）

【第54回東北高等学校バレーボール選手権大会兼NHK杯大会出場】工藤彰悟（高1）

【第38回全日本バレーボール小学生大会福島県大会出場】国見ダイヤモンドズスポーツ少年団

がんばるみなさんを応援

## 町青少年育成町民会議 奨励金交付

国見町青少年育成町民会議（太田久雄会長）は6月26日、県大会や東北大会に出場し、健闘されたみなさんに奨励金を交付しました。



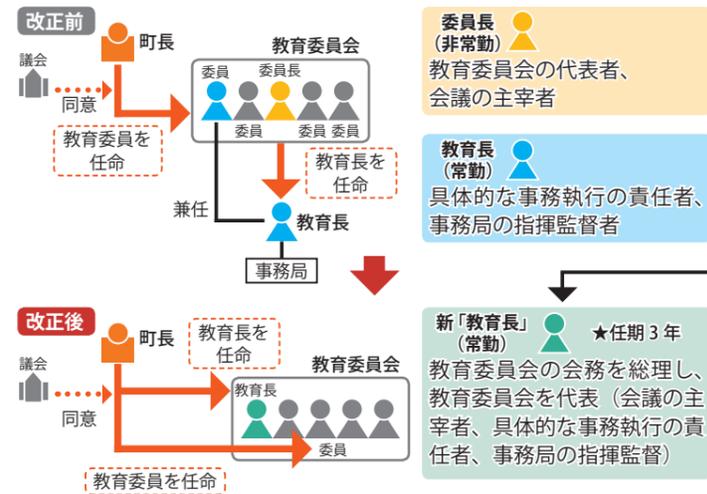
各大会で健闘したみなさん

「新」教育長に岡崎忠昭氏を任命

## 新制度へ移行 国見町教育委員会

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月1日に施行されました。町は、これまで法律の経過措置により旧制度を適用していましたが、7月1日より新制度へ移行しました。

POINT ① 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置



これまでの課題  
・町長は教育長を任命していない？  
・緊急事態！会議招集のタイミングは…？  
・教育委員長と教育長、どちらが責任者？

教育委員長と教育長を一本化

- ☑町長が直接教育長を任命することにより、任命責任が明確化
- ☑第一義的な責任者が教育長であることが明確に
- ☑緊急時にも、常勤の教育長が教育委員会会議の招集タイミングを判断

POINT ② すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置

- ☑町長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、町長が公の場で教育政策について議論することが可能に
- ☑町長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたる事が可能に

POINT ③ 教育に関する「大綱」を町長が策定

- ☑大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参照して定める
- ☑総合教育会議において、町長と教育委員会が協議・調整を尽くし、町長が策定。町長および教育委員会は、それぞれの所管する事務を執行